

外来腫瘍化学療法診療料に係る掲示

当院では、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者さまから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を設けています。

急変時等の緊急時には、入院できる体制を確保されていること、又は他の医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されています。

実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性についても委員会にて評価、承認を実施しています。

